

第3章

発見から通告まで



© 大田区

1 こども・家庭の SOSのサインに気づいたら

虐待の視点と通告について

こどもの「今」と「将来」の安全・安心が確保されていますか

いつでも**こどもの立場から**
安全と健やかな育成がはかられているか
どうかを判断する

☆たとえしつけのためだと親が思っている、こどもの心や体を傷つける行為は適切ではありません。また、児童虐待は法律で明確に禁止されています。

通告は**ためらわない**

児童虐待を発見した人は、それが疑いの場合であっても、通告することが義務付けられています。

「虐待ではないかもしれない」、「通告をするともっと虐待されるかもしれない」
「保護者とのトラブルになるのではないか・・・」

一人で心配せず、まずは所属長や責任者などに報告しましょう
通告者が虐待かどうかの判断をする必要はありません
通告をしてもこどもの不利益になることはありません

児童虐待等の防止に関する法律 第6条(平成16年改正)
通告しなければならない児童は、

「児童虐待を受けた」児童 ⇒ 「児童虐待を受けたと思われる」児童に改正

関係機関が児童虐待の早期発見に努める義務

○児童虐待の防止等に関する法律 第5条

児童虐待を発見した場合の通告（守秘義務違反の対象外）

○児童虐待の防止等に関する法律 第6条

法文詳細は資料編 P51、P52 を参照

児童虐待を知らせるSOSのサイン

こどもの場合

- ☐ こどもの泣き叫ぶ声、悲鳴、こどもを叩くような音などが聞こえる
- ☐ 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）がある
- ☐ 表情が乏しい、活気がない
- ☐ 衣服や身体がいつも汚れている
- ☐ いつもお腹を空かせている
- ☐ 夜遅くまで一人で遊んでいる
- ☐ 家に帰りたがらない
- ☐ 年齢にそぐわない性的な言葉や行為が見られる



保護者の場合

- ☐ こどもの年齢に不相応な厳しいしつけをする
- ☐ 夜間などこどもを放置してよく外出している
- ☐ 夫婦喧嘩が多い
- ☐ 体罰を正当化する
- ☐ 家の周りが汚れていたり、ゴミが散らかっていたりする
- ☐ 保護者がこどもの養育に関して拒否的・無関心



以下に当てはまる場合は虐待のリスクが高いです

頭部、腹部、胸部等のケガやあざ、絞首痕などがある

性被害の本人開示、性器の外傷がある ※必ずP18を確認してください

こどもが強く帰宅を拒否している、保護を希望している

毎日のようにこどもの泣き声や大人の怒鳴り声がある

戸外に閉め出されている

すぐに通告をお願いします

おおた児童虐待対応ダイヤル
9924

03 - 5753 - 9924

【受付】月～金 8:30～17:45

夜間、土日祝日は189 緊急時は最寄りの警察署か110へ

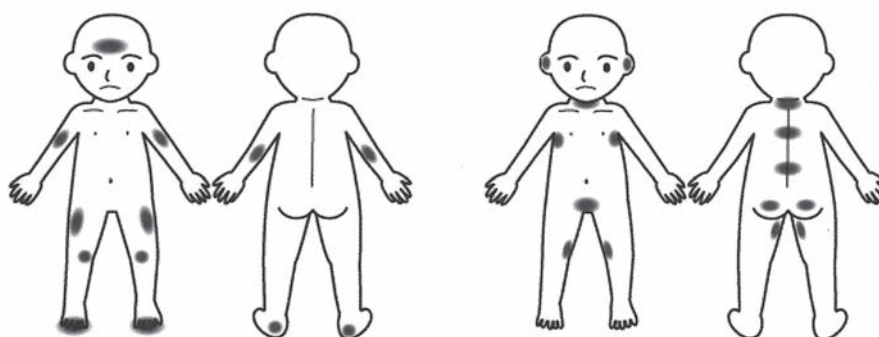
2 早期発見・早期対応のためのポイント

● 不審な傷・あざの場合

(1) 外傷の部位

不慮の事故による外傷は骨張っているところ、例えば、額・鼻・あご・ひじ・膝など脂肪組織が少ない場所に生じやすく、児童虐待による外傷は臀部（お尻）や大腿内部などの脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところなど隠れているところに起こりやすくなります。

また、本人や保護者の受傷原因の説明と矛盾する外傷は、身体的虐待を強く疑う必要があります。



＜事故でけがをしやすい部位＞

＜虐待によるけがが多い部位＞

(2) 時間経過に伴うあざの色調変化

外傷の発生時期に関する説明が下記の目安とあまりにもかけ離れているときは、虐待を疑う必要があります。

経過	色
受傷直後	赤～赤茶
↓	青～紫
数日後	↓
↓	緑～暗緑
回復期	↓
↓	黄色～オレンジ
回復 (約1～2週間後)	通常の肌色

(3) 虐待を疑わせる特徴のある外傷

●偶発的に起きえない挫傷

	平手打ち痕	少しぼやけた、指の大きさの直線状の2～3本の縞状の痕。指輪の痕を認めることもある。
	つねり痕	三日月状の一对の挫傷。
	指尖痕 (指先の痕) 手拳痕 (にぎりこぶしの痕) 握り痕	等間隔の卵型挫傷。指爪により時に皮膚の裂傷が併存する。時に重篤なびまん性挫傷、眼窩貫通外傷を伴う。
	絞 頸 (首しめ)	首部の挫傷と、首を絞められたことによる上まぶたや顔面の点状出血。時に眼球結膜充血も伴う。
	耳介内出血 (耳の内出血)	通常では肩や頭蓋等で守られる部位で、偶発的にけがをすることはまれ。

●道具による外傷：身近な生活用具が用いられることが多い

	ベルトや革紐	平行面がある。体の輪郭に沿い、直線を形成する。
	二重線痕	棒さきや杖など細い棒状のもので叩かれた時にできるあざ。棒が当たった中心をまたいで、その左右に、ぼやけた内出血の痕ができています。
	ループ コード痕	ロープや電気コードなどを曲げてムチを打つような状態で叩かれた場合にできる。細い直線状の片側がはいった楕円状の痕。多数存在する傾向がある。

●熱傷：やけどの部位や形状から受傷の理由を推測することができる

	辺縁が平滑な曲線で、 熱傷の重症度が一定	熱いお湯に強制的に一定時間接触してできる熱傷。足の裏や、浴槽の底面に押し付けられた部分には熱傷がみられない。
	タバコ熱傷	境界が鮮明な円形で、中央部が周辺部よりも深いやけどは、タバコを押し付けられた可能性が高い。誤ってタバコに触れた事故の場合は、偏心性の表面熱傷で、擦ったような形状を伴う。
	固体接触熱傷	アイロン、ヘアアイロン、ヒーターなど、家庭内で使用している家電製品等を押当てられた可能性を疑う。

(参考：子ども虐待対応・医学診断ガイド)

■ 傷やあざを発見したときは記録を残しましょう

傷やあざの場所や状態を図として書き留める、写真を撮る、本人の発言や行動についても記録してください。

写真を撮る際は、こどもの気持ちに配慮し声をかけながら撮影することが大切です。顔がわかるように全身を撮影したのち、スケール（ものさし）をかざして、傷あざの大きさがわかるように撮影するとよいです。スケールがない場合は、ペンなど身近なもので大きさが伝わりやすいものでも構いません。

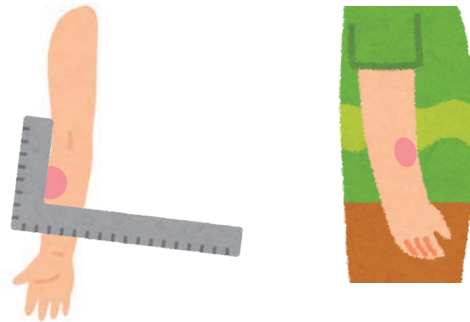
写真の撮り方ガイド

①顔が入った全身、日時がわかる写真



②傷のアップ写真

- ・体のどこなのかがわかるようにする。
- ・大きさがわかるようにスケールをかざす。
- ・様々な角度から撮影する。
- ・膨張しているケガの場合は斜め、横からも撮影する。



<注意事項>

- ・所属が管理しているカメラで撮影する。
※個人のものは使わない。
- ・写真によって色味が変わらないように明るい部屋でカメラの設定を統一して撮影する。
※影にならないようにする。
※フラッシュを焚く場合はすべて焚く、もしくはすべて焚かない。

● 性的虐待の疑いの場合

性的虐待は外見的な証拠が見つかりにくく、事実の把握が困難です。そのため、**こどもの告白は重大な証拠**となり、**被害事実の聴き取りには専門的な技術**が求められます。

聴き取り回数が増えると、こどもへの負担も大きく、二次被害となる可能性や情報の加工が生じる可能性があります。**速やかにおおた児童虐待対応ダイヤルに連絡**をお願いします。

■ こどもから告白があったら

◇ 被害について、聴き出そうとしないでください

こどもが自発的に話したことは、聴いてあげてください。年齢の低いこどもの話は、順序が前後したり、登場人物が誰なのかははっきりしなかったりします。それでも、こどもが自発的に何を話したかはとても重要です。話された内容は、こどもが使った言葉そのままに、記録してください。

⇒ こどもが話した内容以外の質問はしません

発言を冷静に受けとめてください。発言内容についてコメント、評価はしないでください。

○ **良い例** 「そうだったんだね。大切なお話なので、そのお話は専門の人が聴くね」

× 適切ではない例… 「よく言えたね」、「大変だったね」

◇ こどもに嘘をついたり、内緒の約束はしないでください

こどもは「秘密にしてほしい、誰にも言わないでほしい」と訴えることがあります。内緒の約束をしてしまうと、通告することで約束を破ったことになり、こどもの周囲の大人への不信を増幅することになります。**関わる人はこどものことを大切に思っていること、秘密にはできないことを伝えてください。**

◇ こどもが安心できる場所で待機させてください

聴き取りを行う職員が、保育所、幼稚園、学校に到着するまで、こどもが安心して待てる場所で一緒に待っていてください。また、こどもと静かに落ち着いて話せる場所のご用意をお願いいたします。

見えにくいからこそ傷つきが深い、「性的虐待」

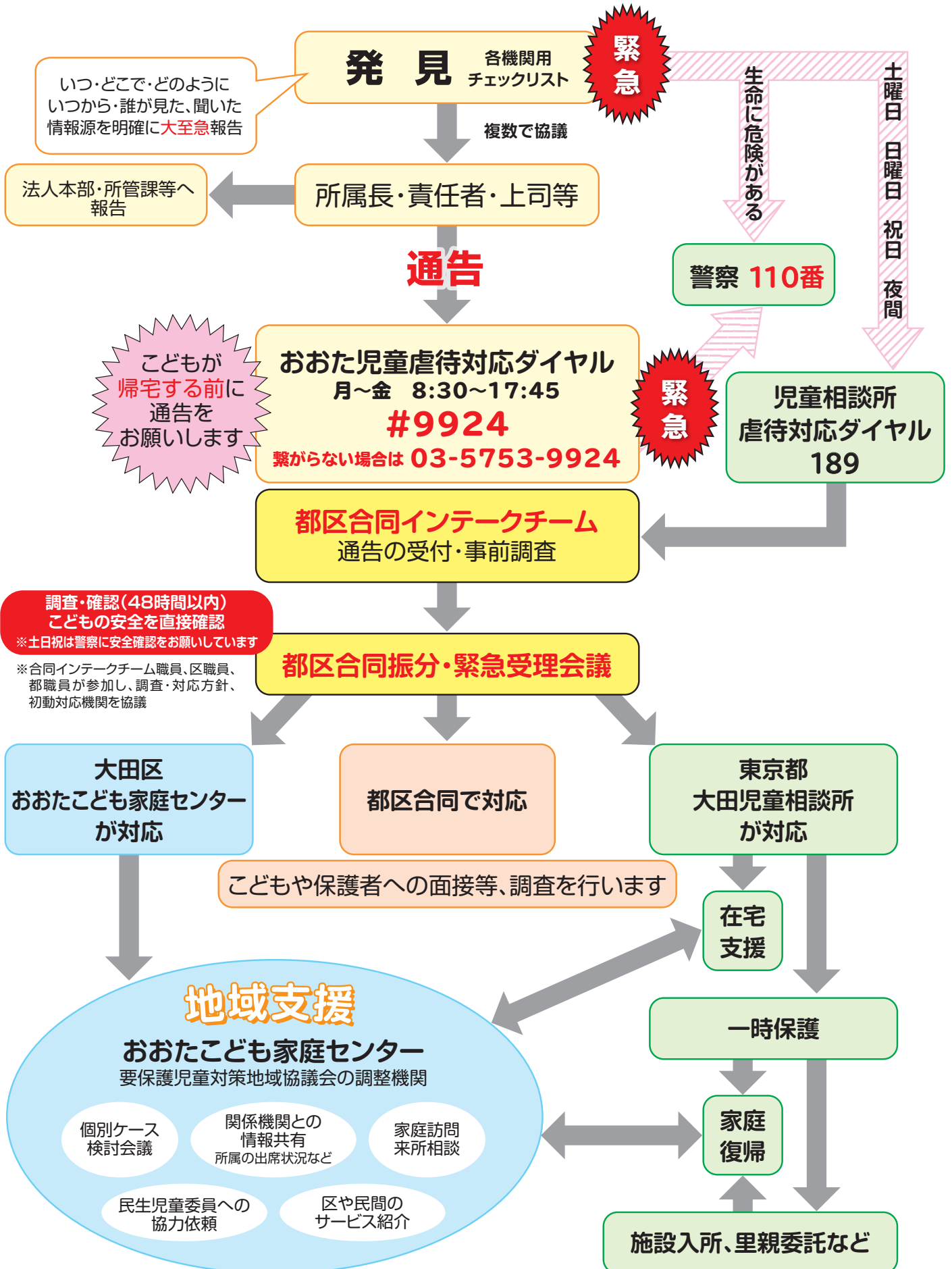
性的虐待を受けても、全くサインなどは現れず、普段どおり元気にしているこどももいます。こどもが発した言葉の中にも、何か気になることがあれば、留意しておくことも必要です。

また、男の子も被害に遭っています。男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがありますが、心身の傷は深く、その後の成長にも大きく影響を与えることがあります。

性的虐待にあうと、ショックやパニックなどから「なかったことにしよう」とすることは、自然なこころの動きです。しかし、月日が経ったある日、突然フラッシュバックが起きたり、こころがもっとつらくなったりします。過食嘔吐やリストカットなど、自分を傷つけることでこころを守ろうとする動きが出ることもあります。あえて性的に奔放な行動をして被害を「再演」し、自分は被害者ではないと思うことでこころを守ろうとすることもあります。

参考：政府広報オンライン
TOKYO YOUTH HEALTHCARE

3 通告の流れ



4 通告の手順と大切なお願い

虐待を受けたと思われるこどもを発見した機関は、代表者等と相談の上、ご連絡ください。

○**まず初めに、どんなことが起きたかなどをお話してください。**

○**その後、おおた児童虐待対応ダイヤル対応職員から質問をさせていただきます。**

「虐待通告の手順」「チェックリスト」(P21～P42) 使用方法

左ページ ①フローモデル		右ページ ④虐待の種類
左ページ ②通告者の確認		右ページ ⑤チェックリスト
左ページ ③状況		

○「虐待通告の手順」「チェックリスト」を見開きでコピーして使用できます。

(使用上の留意点)

項目	使用上の留意点
①フローチャートモデル	虐待を受けたと思われるこどもの発見から通告までのフローチャートモデルです。モデルを参考に、必要な情報の収集や関係機関との連携を検討し、通告をしてください。
②通告者の確認	ご連絡いただいた方とその所属、通告時の各機関の動きについて確認します。
・ 通告者の所属、お名前	ご連絡いただいた方の所属と連絡先、お名前などをお知らせください。
・ 新規相談ですか	相談とはおおたこども家庭センターや児童相談所への相談を指します。本児及びきょうだいについて、これまで相談をしたことがあるか、初めての相談であるかをお知らせください。
・ 代表者等が把握していますか	代表者への報告や、複数の職員で協議し、できる限り組織としての連絡をお願いします。
③チェックリストに記載のあるような内容をお伺いします	対象のこどもと家庭や関係機関などについて伺いますので、関係する情報をご準備ください。
④虐待の種類	P6を参照にして、疑われる虐待の種類（重複可）をお知らせください。
⑤チェックリスト	虐待以外の理由（虐待のリスクを高める原因や、虐待の影響による可能性が高いもの）も含まれます。該当する番号をお知らせください。

大切なお願い

1 こどもの安全と緊急性の確認をお願いします

傷やあざがある場合は、17ページを参考に、可能な限り写真撮影をお願いします。
性的虐待の疑いがある場合は、まず18ページを必ず確認してください。

2 こどもが帰宅する前にご連絡ください

傷やあざがあるとき、性的虐待の疑いがあるときは、必ずこどもが帰宅する前の通告にご協力をお願いします。

3 こども、保護者と信頼関係を結ぶために

○こどもに

ご連絡をいただき、こどもとの面談設定にご協力いただく場合があります。その際は、こどもに対し、相談機関の概要や連絡した目的等のご説明にご協力いただくと助かります。

○保護者に

虐待対応では、関係機関であっても通告元を明かすことはありません。

ただ、限定された情報のために情報元が予想できる場合には、対応前にご相談の上、ご協力をお願いすることがあります。

場合によっては、「事前に言って欲しかった」など、保護者からかえって不信を招くおそれもあります。

例えば、関係機関には通告の義務があることや、「心配しているので一緒に考えてみましょう」等とご説明いただき、ご紹介いただくことで、その後の支援関係にいい影響をもたらす場合もあります。

こどもを守るためにどのように保護者に対応すればよいか、関係機関のみなさまと一緒に考えます。